

川崎市小児慢性特定疾病医療費支給実施要綱

平成26年12月26日付
26川市こ家第941号市長決裁

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の2に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給については、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請)

第2条 法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）の保護者（小児慢性特定疾病児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）又は法第6条の2第2項第2号に規定する成年患者（以下「成年患者」という。）は、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、法第19条の3の規定により、保健所長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（第1号様式）に、省令第7条の18の規定による指定医の診断書その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、政令第22条第2項に規定する重症患者の認定を受けようとするときは、小児慢性特定疾病医療重症患者認定申告書（第2号様式）を保健所長に提出するものとする。

4 被用者保険の被保険者のうち、低所得者区分に該当する者は、同意書（第1号様式の2）を保健所長に提出するものとする。

(小児慢性特定疾病医療費支給認定の決定)

第3条 保健所長は、前条第2項及び第3項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、小児慢性特定疾病医療費支給認定の可否を決定する。

2 保健所長は、前項の規定により小児慢性特定疾病の医療費支給認定を行うことを決定したときは、当該医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者

に対し、医療費支給認定の有効期間を記載した小児慢性特定疾病医療費支給認定通知書（第3号様式）及び小児慢性特定疾病医療受給者証（第4号様式。以下「医療受給者証」という。）を交付するものとする。

3 保健所長は、第1項の規定により、法第19条の4に規定する小児慢性特定疾病審査会の審査を経たうえで、小児慢性特定疾病の医療費支給認定を行わないことを決定したときは、小児慢性特定疾病医療費支給不承認通知書（第5号様式）により、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に通知するものとする。

（医療受給者証の再交付）

第4条 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（医療費支給認定を受けた成年患者をいう。以下同じ。）は、医療受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、省令第7条の23の規定により、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（第6号様式）を、保健所長に提出し、再交付を受けるものとする。

（変更の申請）

第5条 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、法第19条の5第1項の規定により、現に受けている医療費支給認定に係る指定医療機関等を変更する必要があるときは、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書により、保健所長に対し、当該医療費支給認定の変更の申請をすることができる。

（変更の届出）

第6条 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、省令第7条の9第3項に規定する事項に変更があったときは、速やかに、小児慢性特定疾病医療費支給変更届（第7号様式）に医療受給者証を添えて保健所長に提出しなければならない。

（医療費の支給の申請）

第7条 省令第7条第3号に規定する医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、小児慢性特定疾病医療費支給申請書（第8号様式）に同意書（第8号様式の2）を添えて、保健所長を経由して市長に提出するものとする。

（医療費の支給の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、医療費の支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により医療費を支給することに決定したときは、小児慢性特定疾病医療費支給決定通知書（第9号様式）により、医療費を支給しないことに決定したときは、

小児慢性特定疾病医療費不支給決定通知書（第10号様式）により、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に通知するものとする。

（医療費支給認定の更新）

第9条 省令第7条の21に規定する医療費支給認定の有効期間を超えて、指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がある場合は、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、第2条第1項の規定による申請を当該有効期間までにしなければならない。

（小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額等）

第10条 小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額の算定に当たっては、政令第22条の規定によるものとする。

（指定医の指定の申請）

第11条 省令第7条の11の規定により、医師が行う指定医の指定の申請は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書（第11号様式）により市長に提出するものとする。

（指定医の指定の通知）

第12条 市長は、省令第7条の10第1項の規定により、前条の申請について指定することを決定したときは小児慢性特定疾病指定医指定通知書（第12号様式）により、当該申請を行った医師に通知するものとする。

（指定医の変更の届出）

第13条 省令第7条の14の規定により、指定医が行う変更の届出は、小児慢性特定疾病指定医変更届出書（第13号様式）により市長に提出するものとする。

（指定医の更新の申請）

第14条 省令第7条の12の規定により、指定医が行う更新の申請は、小児慢性特定疾病指定医更新申請書（第14号様式）により市長に提出するものとする。

（指定医の指定の辞退）

第15条 省令第7条の15の規定により、指定医が行う指定の辞退は、小児慢性特定疾病指定医辞退届（第15号様式）により市長に提出するものとする。

（指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請）

第16条 省令第7条の29の規定により、病院又は診療所の開設者、薬局の開設者及び指定訪問看護事業者が行う申請は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（第16号様式）により市長に提出するものとする。

（指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の通知）

第17条 市長は、法第19条の9第1項の規定により、前条の申請について指定することを決定したときは第17号様式により、指定しないことを決定したときは第18号様式により、当該申請を行った病院又は診療所の開設者、薬局の開設者及び指定訪問看護事業者に通知するものとする。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定更新の申請)

第18条 法第19条の10第1項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等が行う指定更新の申請は、指定小児慢性特定疾病医療機関更新申請書(第19号様式)により市長に提出するものとする。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定更新の通知)

第19条 市長は、法第19条の10第1項の規定により、前条の申請について指定更新することを決定したときは第20号様式により、指定更新しないことを決定したときは第21号様式により、当該申請を行った指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等に通知するものとする。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の変更の届出)

第20条 法第19条の14及び省令第7条の35の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等が行う変更の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書(第22号様式)により市長に提出するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必

要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月11日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月18日から施行し、令和8年2月16日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。